

登別市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

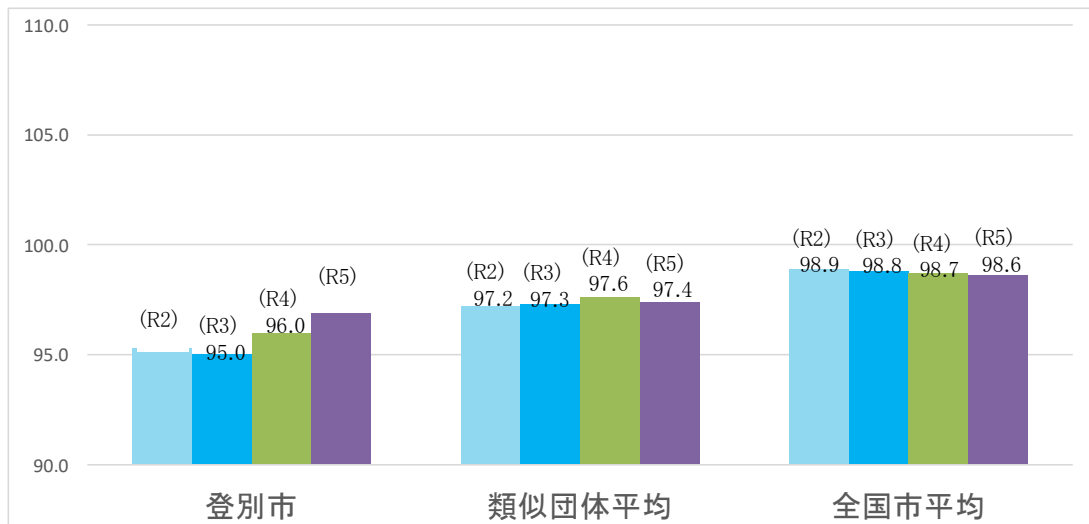
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 45,226	千円 24,201,212	千円 738,644	千円 3,497,209	% 14.5	% 14.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類団平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 4年度	人 377	千円 1,309,552	千円 326,702	千円 499,931	千円 2,136,185	千円 5,666	千円 5,743

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況(人事委員会を設置していないため記載なし)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準における支給割合及び登別市の支給割合は、下図のとおり

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、東京都特別区については、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%を支給。

	支給地域	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 ～令和3年度 の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%
	東京都福生市	15%	15%	15%	15%
	滋賀県守山市	6%	6%	6%	6%
	札幌市	3%	3%	3%	3%
登別市の支給 割合	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%
	東京都福生市	15%	15%	15%	15%
	滋賀県守山市	6%	6%	6%	6%
	札幌市	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設。単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
登別市	39.7 歳	294,425 円	357,038 円	330,611 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.2 歳	311,813 円	374,912 円	338,973 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
登別市	53.1 歳	4 人	351,400 円	386,145 円	378,034 円	—	—	—	—
うち運転技術員	57.7 歳	1 人	365,200 円	415,226 円	386,092 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を 除く)	59.6 歳	191,100 円	2.17
うち技能員	51.6 歳	3 人	346,800 円	376,452 円	375,348 円	他に分類されない 運転・清掃・包装等 従事者	49.1 歳	241,700 円	1.56
北海道	56.8 歳	126 人	310,676 円	338,223 円	325,852 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	11 人	303,208 円	326,229 円	315,108 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
登別市	—	—	—
うち運転技術員	6,778,880 円	2,417,200 円	2.80
うち技能員	5,520,932 円	3,253,900 円	1.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年度～令和4年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	登別市	北海道	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	154,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	256,867 円	342,725 円	375,200 円	397,150 円
	高校卒	211,400 円	— 円	335,350 円	344,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	307,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

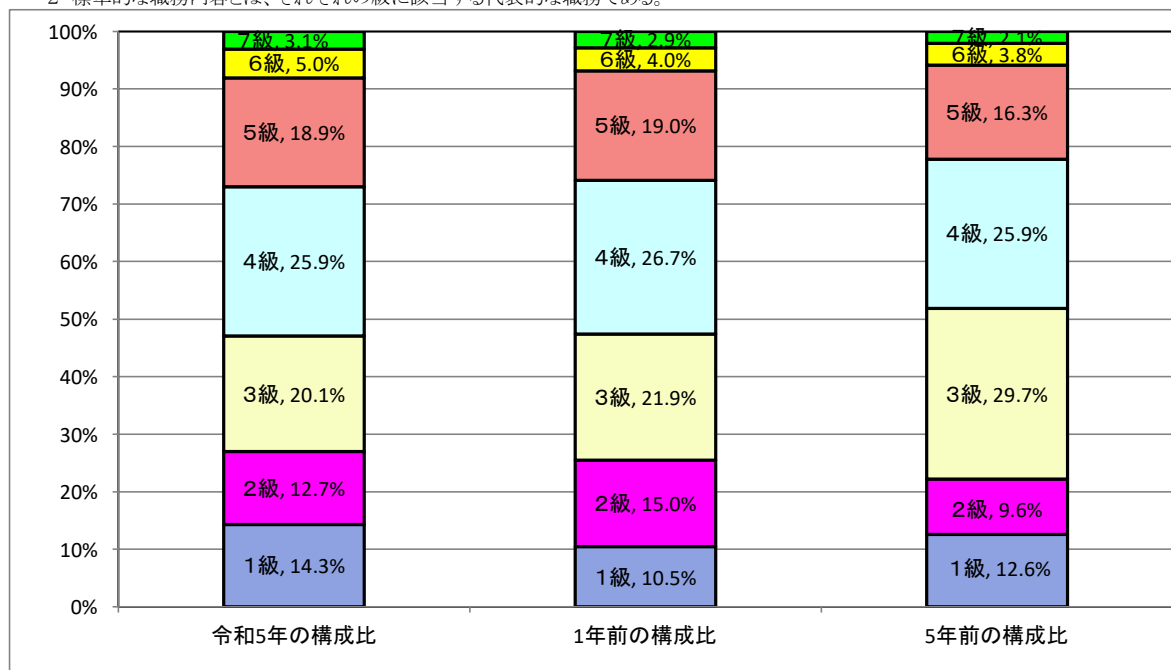
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	担当員	37人	14.3%	150,100円	247,600円
2級	担当員	33人	12.7%	198,500円	304,200円
3級	主任	52人	20.1%	234,400円	353,300円
4級	主査	67人	25.9%	266,000円	385,800円
5級	主幹	49人	18.9%	290,700円	393,000円
6級	次長	13人	5.0%	319,200円	410,200円
7級	部長	8人	3.1%	362,900円	444,900円

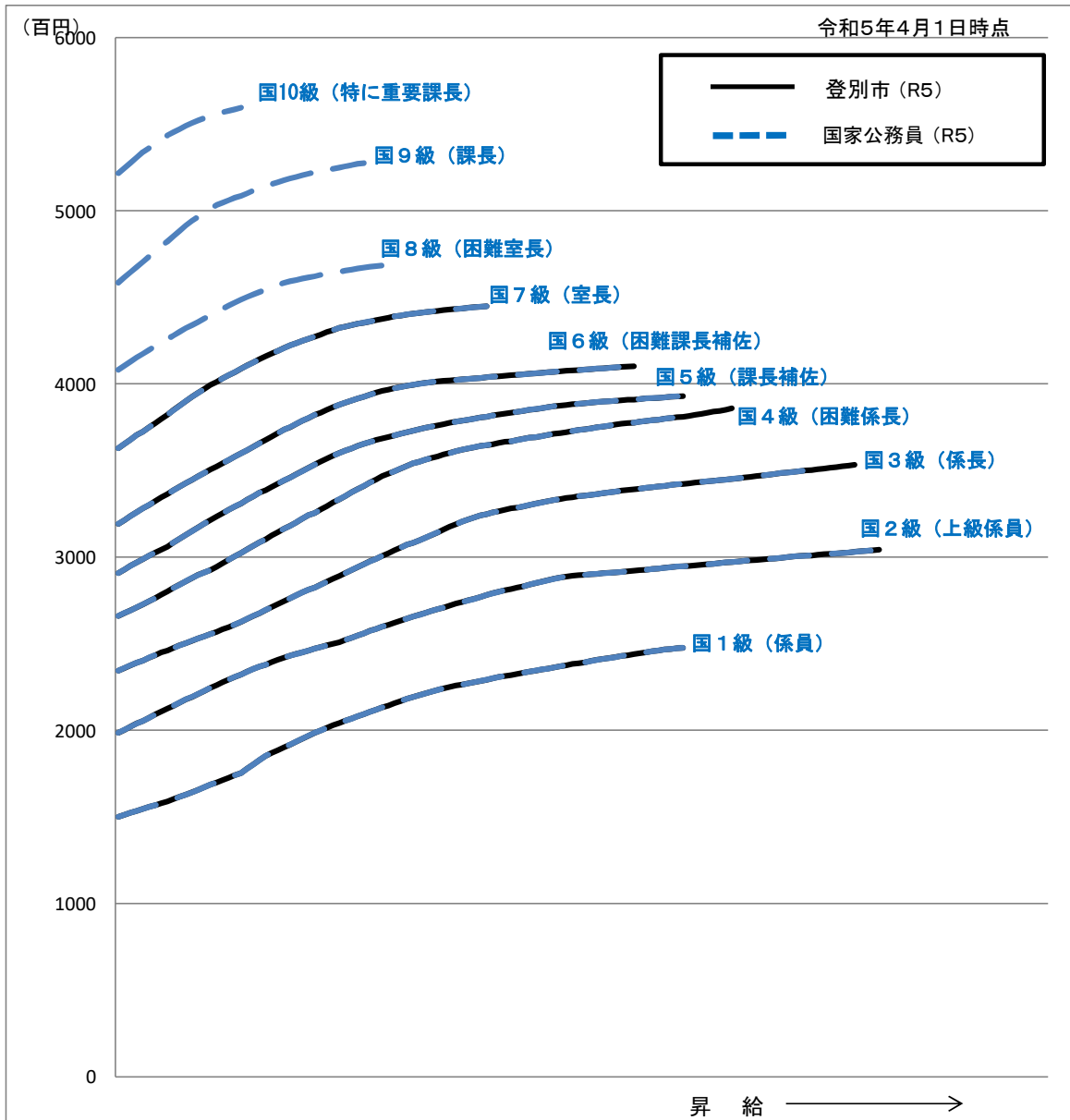
(注)1 登別市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(登別市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登別市	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,311 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,627 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)(登別市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

登別市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	4,674 千円	18,820 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	145 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	144,936 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
東京都福生市	15 %	0 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	1 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)	96.9 (96.9)		

(注)地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	12,510 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	122,622 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度決算)	24.7 %			
手当の種類(手当数)	15			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
ごみ取扱業務手当	ごみ取扱作業に従事する職員	ごみ取扱業務	18 千円	1月につき1,500円
消防業務手当	消防業務に従事する消防職員	消防業務	4,189 千円	1月につき8,000円以内
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間により深夜勤務に従事した消防職員	深夜業務	3,338 千円	1回につき550円
火災等出動業務手当	火災等業務に従事した消防職員	火災等消火業務	79 千円	1回につき380円
救急出動業務手当	救急業務に従事した消防職員	救急業務	2,627 千円	1回につき420円以内
はしご車搭乗業務手当	はしご車搭乗作業に従事した消防職員	はしご車搭乗業務	0 千円	1回につき400円
感染症防疫業務手当	感染症患者の移送又は感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫業務	1,172 千円	1日につき400円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう作業に従事した職員	野犬掃とう業務	0 千円	1日につき480円
変死体取扱業務手当	行路死亡人又は変死体の収容移送及び仮埋葬等の作業に従事した職員	変死体取扱業務	0 千円	1件につき3,000円
特殊車両運転業務手当	ブルドーザー、グレーダー等の運転に従事した職員	特殊車両運転業務	0 千円	1日につき250円
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業に従事する職員	社会福祉業務	638 千円	1月につき5,500円以内
葬斎場業務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	0 千円	1月につき6,000円
除雪業務手当	除雪作業に従事した職員	除雪業務	0 千円	1日につき300円
徴収業務手当	市税(国民健康保険税を含む。)及び税外収入、介護保険料、公営住宅使用料又は下水道受益者負担金の徴収業務に従事する職員	市税等徴収業務	424 千円	1月につき3,500円
鳥獣等処理業務手当	カラス、蜂若しくはカメ虫の駆除又は犬、猫若しくはネコの死体処理作業に従事した職員	鳥獣等処理業務	25 千円	1日につき430円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	114,613 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	349 千円
支給実績(令和3年度決算)	113,094 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	337 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	●配偶者6,500円●子10,000円●配偶者・子以外6,500円●満16歳年度から満22歳年度までの子5,000円加算	同じ		48,896 千円	250,746 円
住居手当	●持家5,000円(新築から5年間は6,000円) ●賃貸等は、27,000円を限度として家賃に応じた額	異なる	(国) ●持ち家に係る支給なし	47,028 千円	154,188 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。 ●交通機関は55,000円限度として運賃に応じた額 ●自動車等は31,600円を限度として通勤距離に応じた額。	同じ		13,158 千円	53,486 円
管理職手当	●部長職(7級)56,714円 ●次長職(6級)45,636円 ●主幹職(5級)36,550円	異なる	(国) ●7級88,500円～●5級49,600円	42,208 千円	463,822 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員。 30,000円＋交通距離に応じた加算額	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。 世帯主 ●扶養あり 月額22,540円 ●扶養なし 月額12,860円 ●上記以外 月額8,600円	同じ		32,310 千円	83,704 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		5,388 千円	85,512 円
管理職特別勤務手当	週休日等(3～6時間勤務) ●部長職8,500円 ●次長職7,000円 ●主幹職6,000円 ※6時間を超える勤務の場合1.5倍 平日深夜 ●部長職4,250円 ●次長職3,500円 ●課長職3,000円	異なる	(国) ●週休日等18,000円限度 ●平日深夜6,000円限度	150 千円	37,500 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	870,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 597,800 円
	副市長	700,000 円	816,000 円 / 522,400 円
報酬	議長	400,000 円	580,000 円 / 332,000 円
	副議長	350,000 円	510,000 円 / 290,000 円
	議員	320,000 円	480,000 円 / 260,000 円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
	副市長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 870,000×520/100÷12×在職月数	(1期の手当額) 1,810万円 (支給時期) 任期毎
	副市長	700,000×425/100÷12×在職月数	1,190万円 任期毎
	備考		

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

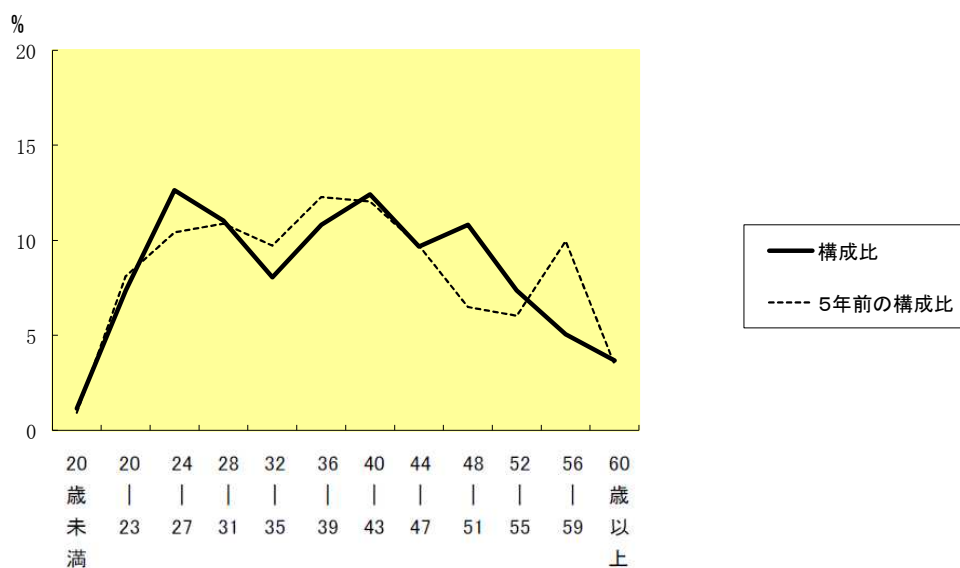
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	△ 1	育児休業者復帰のため ふるさと納税の推進に係る体制強化等 組織体制の見直し等 組織体制の見直し等 組織体制の見直し等 組織体制の見直し等 欠員不補充
		総務	88	84	4	
		税務	22	21	1	
		民生	80	77	3	
		衛生	24	23	1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	5	5	0	
商工	13	13	0			
土木	33	36	△ 3			
	計	271	266	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 59.92 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 72.92 人)	
	教育部門	35	32	3	地域クラブ活動への移行整備に係る体制強化等	
	消防部門	80	79	1	組織体制の見直し等	
	小計	386	377	9	<参考> 人口10,000人当たり職員数 85.35 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 90.92 人)	
公営企業計等部門	水道	15	15	0	組織体制の見直し等 組織体制の見直し等	
	下水道	9	10	△ 1		
	国保	14	13	1		
	介護保険	11	11	0		
	その他	0	0	0		
	小計	49	49	0		
合計		435	426	9	<参考> 人口10,000人当たり職員数 96.18 人	

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	32人	55人	48人	35人	47人	54人	42人	47人	32人	22人	16人	435人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	260	269	260	266	266	271	11 (2.3%)
教育	32	31	33	33	32	35	3 (3.1%)
消防	88	84	84	80	79	80	▲8 (▲4.7%)
普通会計	380	384	377	379	377	386	6 (0.8%)
公営企業等会計	52	52	52	48	49	49	▲3 (▲7.6%)
総合計	432	436	429	427	426	435	3 (▲0.2%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 4年度	千円 830,515	千円 164,932	千円 65,842	% 7.9	% 8.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,178千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 4年度	人 15	千円 55,526	千円 10,627	千円 21,867	千円 88,020	千円 5,868	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登別市	44.1 歳	320,910 円	481,956 円
市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登別市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,458 千円		1,438 千円	
(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.40 月分 (1.35)月分	2.00 月分 (0.95)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

登別市		市町村平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	0 千円	1人当たり平均支給額	8,677 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
東京都福生市	15 %	0 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度決算)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
対象手当なし				

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	4,663 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	359 千円
支給実績(令和3年度決算)	3,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	241 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者6,500円 ●子10,000円 ●配偶者・子以外6,500円 ●満16歳年度から満22歳年度までの子5,000円加算 	同じ		2,238 千円	279,750 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●持家5,000円(新築から5年間は6,000円) ●賃貸等は、27,000円を限度として家賃に応じた額 	同じ		1,188 千円	108,000 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通機関は55,000円限度として運賃に応じた額 ●自動車等は31,600円を限度として通勤距離に応じた額。 	同じ		394 千円	56,257 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●部長職(7級)56,714円 ●次長職(6級)45,636円 ●主幹職(5級)36,550円 	同じ		878 千円	438,600 円
単身赴任手当	<p>官署を異にする異動等に伴い、同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員。 30,000円+交通距離に応じた加算額</p>	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	<p>宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。 宿日直1回につき4,200円。</p>	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	<p>世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。</p> <p>世帯主</p> <ul style="list-style-type: none"> ●扶養あり 月額22,540円 ●扶養なし 月額12,860円 ●上記以外 月額8,600円 	同じ		1,267 千円	84,433 円
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当り、給与額の100分の25を支給。</p>	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	<p>週休日等(3~6時間勤務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●部長職8,500円 ●次長職7,000円 ●主幹職6,000円 <p>※6時間を超える勤務の場合1.5倍</p> <p>平日深夜</p> <ul style="list-style-type: none"> ●部長職4,250円 ●次長職3,500円 ●課長職3,000円 	同じ		0 千円	0 円